

第38回審議会議事概要（公表用）

開催日時：平成30年12月17日 月曜日 午前10時00分から12時00分

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター3階

出席委員：神崎 英徳 株式会社PRリンク 代表取締役
小崎 恭弘 大阪教育大学教育学部准教授/NPO法人ファザーリング・ジャパン顧問
佐藤 拓代 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター母子保健情報センター顧問
寺島 絵美 日本労働組合総連合会大阪府連合会 女性委員会副委員長
中田 理恵子 一般財団法人 大阪府人権協会評議員
橋本 佳与 読売新聞大阪本社 経済部長
三成 美保 奈良女子大学副学長/研究院生活環境科学系教授
山中 京子 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
山中 浩司 大阪大学人間科学研究科教授
尹 英和 弁護士

会議の概要

1 開会 府民文化部長挨拶

2 議事

(1) 会長及び会長代理の選任について

会長：山中京子委員

会長代理：三成委員

上記のとおり、規則に基づく各委員の互選により決定

(2) 大阪府における新たな男女共同参画計画の策定について（諮問）

(3) 「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」の検証・評価について

主な意見等（○：委員、●：事務局）

○委員) 大阪府の女性の就業率が低いという話があったが、年代別に見た場合などどこが伸びてどこが悪いのかなど、大阪府としての課題はどこにあるのか。

●事務局) 全年代で下回っているというのが現状。一番国との乖離の低い25-29歳の区分でも全国81.2%、府79.1%の開きがある。明確にこの点が原因というのは、複合的なことなので申し上げにくいですが、社会環境の整備や、固定的な性別役割分担に関する意識があるのではないかと。

○委員) 20代では乖離が小さいのに、その後広がっていくのは意識の問題もあると思うが、何が阻害となっているのかもっと具体的な原因を抽出できるようなターゲットを絞った質問項目を加えるとよいと思う。

○委員) 男女共同参画センター(いわゆる推進の基盤施設)は府下に幾つあるのか。市町村の計画、条例の設置状況を伺いたい。とりわけ中核市などはより高い意識をもっていただくことが肝要と思うのでより密に連携をとっていただきたい。

●事務局) 府下のセンターの設置状況については現在手元にデータが無いため、追って回答する。

計画については 100%策定されている。条例は 35 市町村で制定されている。

- 委員) ワンストップ相談センターの設置の促進について、大阪の状況を聞きたい。
- 事務) 大阪では福祉部の女性相談センターが役割を担っている。全国でも平成 30 年 10 月の時点で全都道府県に設置がされていると聞いている
- 委員) 交付金による設置促進とあるが、こちらはどう使われているのか。大阪のワンストップ支援センターとは SACHICO のことか。
- 事務) 直接の担当部局ではない為、交付金の関連などは不正確になってしまうのでまた追って回答したいと思うが、大阪府においては女性相談センターがその役割を担っていると聞いている。
- 委員) 長時間労働の是正が女性活躍には必須と思うが、大阪府の取り組みはどうか。
- 事務) 府下企業の事業主行動計画の策定の促進や、取り組みの充実している企業を認証するなど進めているところ。今年度からは表彰による優良事業者の公表も進めていく予定。
- 委員) 表彰は一過性のものになりがち。一過性にならないように環境構築が必要ではないか。
- 事務) 一過性のものにならないように表彰企業の事例の紹介などもやっていきたいと思っている。表彰に限らず認証企業については府の HP でも公開しており、一定周期で認証の更新をしていただく制度にしている。
- 委員) 企業にとってのメリットが見えにくい。例えば兵庫県は認定企業に対して入札上のメリットを付与しており、今まで興味のなかった業種・業界へのアプローチとして効を奏している。大阪府としても対企業の取り組みをもっと検討する必要があるのでは。
- 事務) 府としても課題と認識しており、表彰制度を立ち上げた。なにかできることがないかということを考えていきたい。
- 委員) 前回の府民意識調査の問 28 で用語・概念の周知度を聞いているが、どこでいつ知ったのか、これらの対象が学校教育の中でどのように扱われているのか、といったことが分からないのでこのあたりが分かるような設問を工夫する必要があるのでは。
また問 25 から始まるような性暴力、被害にかかるようになりセンシティブな部分については、聞き方や回収方法など工夫の必要があるのでは。前回の回収率はどのくらいであったのか。
加えて最後の自由記述欄については、意見・要望のみならず、当人の悩みや抱えている事情なども書いていただいたほうが実情を把握できるのではないか。
- 事務) 前回の報告書を見る限りでは一定数回答はいただいている。性暴力・被害に関する設問については前回の調査で新たに入った項目。聞き方や回収方法といった物理的な手法を変えるのはなかなか難しいが、設問の立て方も含めて検討していきたい。
- 委員) 国の方針で女性役員の増加とあったが、急に「役員」といっても難しいと思う。そこに至るまでのキャリアプランの立て方等に対する取り組みが必要と感じるが府の取り組みを知りたい。
- 事務) 男女参画・府民協働課ではいわゆるロールモデルとなりうる方にお越しいただいて、そのキャリアをどう築いてきたかを紹介するセミナーなどを実施している。
- 委員) 管理的な立場に立った時に求められる能力というものがあって、それは補助的な立場で求められてきたものとは異なってくると思う。そういった能動的な立場になっていく上で必

要な力を養うような研修などはおこなっているのか。

- 事務) ロールモデル事例の紹介や、働く女性同士の交流会を企画するなど、企業間を超えて知識や経験を共有できる場の提供などを行っている。
- 委員) リプロダクティブヘルス&ライツの視点が不足しているのでは。社会自体がまだまだ女性の妊娠出産という点について受容が足りていない。
- 委員) 女性の妊娠出産に関する社会的な環境の整備も不十分だが、例えば男性は育休を取りにくい状況にあるなど、女性にも男性にも固定的な社会圧力がかかっているという点を忘れてはいけない。
また、意識調査のフェイスシートで【男・女】の項目で聞いているが、多様な性のあり方を包摂していくことが共同参画の推進には肝要であり、この質問の仕方も考える必要があるのではと感じる。
- 委員) 女性のみならず、男性がどう参画していくかという視点や取り組みが必要なのではないか。
- 委員) 国の計画との整合性の問題もあると思うが、様々な性のあり方や、ダイバーシティの時代に「男女」共同参画という柱の立て方についても考える必要があるのでは。
- 委員) 教育の現場においても地域差もあるけれども「男女」「両性」という表記に対してどうなのかという議論はある。
- 委員) H15 年に男女平等教育のカリキュラムが作られているが、そろそろ改訂が必要なタイミングではないか。
- 委員) 日本語では法律名も「男女共同参画」という表記をしているが英文表記では Gender Equal Society となっており、世界的な潮流としても「ジェンダー平等」という定義になっている。SDGs でも 5 番目に取り上げられており、ジェンダーの平等というのは非常に大きなテーマ。「男女共同参画」は法律用語なので言葉自体は使わざるを得ないが、ジェンダー平等の意識で策定していることも総論に盛り込んでもいいかもしれない。
一方でダイバーシティの視点というのは極めて重要だが、そこに力点を置きすぎると女性の置かれている困難な状況が隠れてしまう恐れがある。併せて論じていくことが大切。
若年層の教育というのはこれからの根本的な課題である。部会での課題にはなるが現行計画ではⅡとⅢにわかれて記載されているので、もっと見える化して包括的に、前に大きく出していく必要があるのでは。
- 委員) 企業側にとってのメリットに関する話に戻るが、企業側にとっては経営上のわかりやすいメリットが見えにくい。そのあたりの経済的な実情とのすり合わせが課題ではないか。
- 委員) 女性の管理職の比率が高い方が、企業の業績が良いというデータもある。法律で役員比率を定めている国もあり、多様な視点が必要というのは国際的常識。中小企業などには直接それをあてはめにくいところもあるが、固定的なイメージで女性の道を閉ざさないように企業の取組事例の共有など、大阪府としても企業経営上のメリットをアピールしていく必要がある。
- 委員) 男性が管理職で苦しんでいる様子を見ては、女性もなりたがらない。そこもまず改善が必要な点といえる。また、専門職で働くことを志向する女性もいる。
- 委員) 女性役員比率向上をめざすなら、専業主婦比率も例えば 30%以上を目指すなど、違う方向からのアプローチも必要。

- 委員) 男女共同参画、多様性の視点を欠いていると企業にとって非常に大きなリスクになるといったことを啓発することも、分かりやすく人を動かす力になると思う。
- 委員) 総論、基本理念に男女共同参画関連で問題となっていることを盛り込んでどうか。
- 委員) 国の法律的な問題もあるので、プランの名前を変えるのは難しいかもしれないが、副題などで「男女」という固定的な枠組みで分けているものではないということが分かるようにしてはどうか。

(4)「おおさか男女共同参画プラン」評価・計画部会の設置について

部会長：山中京子委員

部会員：三成委員、山中浩司委員、寺島委員、岩井委員、寺井委員

会長の指名により上記委員にて部会を設置することについて全会一致。

以上。